

用語の説明

- (1) 学級数 5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続きを完了している学級の数をいう。
- (2) 児童生徒数 5月1日現在、当該学校の在学者として指導要録が作成されている者の数をいう。
- (3) 単式学級 同学年の児童生徒で編制されている学級をいう。
- (4) 複式学級 2以上の学年の児童生徒で編制されている学級をいう。
- (5) 75条の学級 学校教育法第75条第1項各号に該当する児童生徒で編制されている学級をいう。
- (6) 長期欠席者 平成15年3月31日現在の在学者のうち、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいう。
- (7) 長期欠席率 平成14年度間長期欠席者数÷平成14年5月1日現在の児童生徒数×100
- (8) 就園率 平成15年3月幼稚園修了者数÷平成15年5月1日現在の小学校1学年児童数×100
- (9) 就学免除者及び就学猶予者 平成15年5月1日現在、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。
- (10) 卒業者 平成15年3月に中学校又は高等学校の本科を卒業した者をいう。
- (11) 高等学校等進学者 中学校卒業者のうち、高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、高等専門学校、盲・聾・養護学校高等部の本科及び別科へ進学した者、及び進学しかつ就職した者をいう。
- (12) 大学等進学者 高等学校卒業者のうち、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び盲・聾・養護学校高等部（専攻科）へ進学した者、及び進学しかつ就職した者をいう。
- (13) 専修学校進学者 中学校卒業者については、専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者、及び進学しかつ就職した者をいう。
- (14) 専修学校等入学者 高等学校卒業者については、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常「専門学校」と称する。）へ進学した者、及び進学しかつ就職した者をいう。
- (15) 公共職業能力開発施設等入学者 中学校卒業者については、専修学校の一般課程（特に入学資格を定めない課程）又は各種学校（予備校等）に入学した者、及び入学しかつ就職した者をいう。
- 公共職業能力開発施設等に入学した者、及び入学しかつ就職した者をいう。

- (16) 就職者 上記(11)～(15)以外で、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。
- (17) 左記以外の者 家事手伝いをしている者、中学校卒業者のうち外国の高等学校等に入学した者、高等学校卒業者のうち外国の大学等に入学した者、及び前記(11)～(16)に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者をいう。
- (18) 就職者総数 高等学校等又は大学等に進学しかつ就職した者、専修学校（高等課程又は専門課程）に進学しかつ就職した者、専修学校（一般課程）等に入学しかつ就職した者、公共職業能力開発施設等に入学しかつ就職した者、及び上記(16)の就職者、以上すべてを合計した数。
- (19) 職業別就職者数 就職者（＝上記(18)）個人の仕事の種類を「日本標準職業分類」によって分類したもの。
- (20) 産業別就職者数 就職者（＝上記(18)）の就職先の事業所の主な産業種類を「日本標準産業分類」によって分類したもの。
- (21) 高等学校等進学率 高等学校等進学者数÷中学校卒業者数×100
- (22) 大学等進学率 大学等進学者数÷高等学校卒業者数×100
- (23) 大学(学部)・短期大学(本科)進学達成率 大学（学部）・短期大学（本科）進学者数÷大学（学部）・短期大学（本科）入学志願者数×100
- (24) 就職率 就職者総数÷卒業者総数×100
- (25) 産業分類 第1次産業「農業」「林業」「漁業」
第2次産業「鉱業」「建設業」「製造業」
第3次産業「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業」「卸売・小売業」「金融・保険業」「不動産業」「飲食店、宿泊業」「医療、福祉」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」「公務（他に分類されないもの）」
その他 「分類不能の産業」「就職先の産業別が不明の者」